

(供給計画)

第二十九条 電気事業者~~(特定電気事業者及び特定規模電気事業者を除く。以下この条において同じ。)~~は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用についての計画（以下「供給計画」という。）を作成し、当該年度の開始前に、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

2 推進機関は、前項の規定により電気事業者から供給計画を受け取ったときは、経済産業省令で定めるところにより、これを取りまとめ、送配電等業務指針及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して、当該年度の開始前に、経済産業大臣に送付しなければならない。

3-2 電気事業者は、供給計画を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

4 第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項中「これを取りまとめ、」とあるのは「これを」と、「当該年度の開始前に」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

5-3 経済産業大臣は、供給計画が広域的運営による電気の安定供給の確保その他の電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るため適切でないと認めるときは、電気事業者に対し、その供給計画を変更すべきことを勧告することができる。

4.6 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、電気事業者に対し、次の事項を命ずることができる。ただし、第三号の事項は、卸電気事業者に対しては、命ずることができない。

- 一 一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者に電気を供給すること。
- 二 振替供給を行うこと。
- 三 電気の供給を受けること。
- 四 電気事業者が電気工作物を貸し渡し、若しくは電気事業者から電気工作物を借り受け、又は電気事業者と電気工作物を共用すること。

五 前各号に掲げるもののほか、広域的運営を図るために必要な措置として経済産業省令で定めるものをとること。

平成二十五年十一月二十日法律第七十四号 の未施行内容

第四款 供給計画

第二十九条の見出しを削る。

第二十九条第一項中「(特定電気事業者及び特定規模電気事業者を除く。以下この条において同じ。)」を削る。

第二十九条第一項中「開始前に、」の下に「推進機関を経由して」を加える。

第二十九条第四項第一号中「一般電気事業者」の下に「、特定電気事業者又は特定規模電

気事業者」を加える。

第二十九条第四項の次に次の一号を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、広域的運営を図るために必要な措置として経済産業省令で定めるものをとること。

第二十九条第四項を第二十九条第六項とする。

第二十九条第三項中「による」の下に「電気の安定供給の確保その他の」を加える。

第二十九条第三項を第二十九条第五項とする。

第二十九条第二項中「事項を」の下に「推進機関を経由して」を加える。

第二十九条第二項を第二十九条第三項とする。

第二十九条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項中「これを取りまとめ、」とあるのは「これを」と、「当該年度の開始前に」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

第二十九条第一項の次に次の一項を加える。

2 推進機関は、前項の規定により電気事業者から供給計画を受け取つたときは、経済産業省令で定めるところにより、これを取りまとめ、送配電等業務指針及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して、当該年度の開始前に、経済産業大臣に送付しなければならない。

第三十条の見出しを次のように改める。